

# 厚生常任委員会

令和元年6月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎濱 真理子	○嶋田 善行	齋藤 文夫
中川 靖広	小城 世督	奥村 容子
坂口 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	面卷 昭男	住 民 生 活 部 長	加藤 惠三
福祉子ども課長	中尾 歩美	福祉子ども課長補佐	西川美奈子
同 係 長	明石 将樹	長寿福祉課長	中原 潤
長寿福祉課長補佐	田口 昌孝	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健康対策課長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国保医療課長	猪川 恭弘	国保医療課長補佐	細川 友希
同 係 長	富井 千晶	環 境 対 策 課 長	東浦 寿也
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	住 民 課 長	関口 修
同 課 長 補 佐	小澤香代子		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	佐谷 容子	同 係 長	岡田 光代
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、齋藤委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の臨時議会で、厚生常任委員会の委員構成が変わりました。私、この1年間委員長を務めさせていただきます。嶋田副委員長ともどもよろしくお願いを申し上げます。

会議に先立ちまして、改選後最初の委員会ですので、部長さんから係長以上の職員及び新規採用職員の紹介をお願いいたしたいと思います。

加藤住民生活部長。

住民生活  
部長

（ 理事者自己紹介 係長以上、新規採用職員 ）

委員長

ありがとうございました。委員会に出席される職員以外の方は、退室していただいて結構でございます。ご苦労さまでございました。

暫時休憩いたします。

（ 職員退室 ）

委員長

それでは、再開いたします。

本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、嶋田委員、齋藤委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願いを申し上げます。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりで

ございます。

初めに、1. 付議議案、(1) 議案第33号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第33号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

福祉子ども課長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。それでは、本条例の内容につきまして、要旨により説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。今回の条例改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国で定められていた災害援護資金の貸付要件等について、市町村への権限委譲がなされたことから、所要の改正を行うものであります。主な改正内容であります。一つ目に、貸付要件の緩和及び貸付利率の変更についてであります。これまで、災害援護資金の貸付要件につきましては、保証人を置く必要があり、貸付利率につきましても、年3パーセントの利率とすることが法律で規定されておりましたが、今回の法改正に伴い、これらについて、市町村の判断により条例で定めることとされましたことから、東日本大震災時の特例により、保証人を立てられない場合にあっても貸付けが認められたことを踏まえ、被災等により保証人を立てられない被災者も災害援護資金の貸付けを受けることができるよう、保証人の必置義務を任意とするものであります。また、貸付利率につきましても、利用者の返済負担を軽減するため、現行の3パーセントから、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は1.5パーセントとするものであります。二つ目に、償還方法の拡充であります。利用者の円滑な償還

を図るため、災害援護資金の償還方法に、現行の年賦償還、半年賦償還に、月賦償還を加えるものであります。

最後に、施行期日であります、公布の日から施行いたします。

なお、改正後の第14条及び第15条第3項の改正規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用するものであります。

以上、議案第33号 斑鳩町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 中川委員。

中川委員 災害って、例えば何十年前かのネオポリスの斜面が崩れて、家が崩壊したところありますよね、ああいうのも災害でええのかな。災害って言われたらどこまでが災害なのかなって、今ちょっと考えまして。

福祉子ども課長 こちらの災害弔慰金の支給等に関する条例が適用される災害につきましては、災害救助法により救助が行われる災害ということになっておりまして、これまで斑鳩町でこの条例が適用になった例はないと思われまして、どの程度かと申しますと、災害により、市町村等の人口に応じて一定数以上の住家の滅失がある、斑鳩町の場合でしたら50世帯以上、また多数の方が生命または身体に被害を受け、または受ける恐れが生じた場合であって、避難して継続的に援助を必要とする場合、そういった災害が規定されております。

中川委員 災害援護資金というのは、例えば家の傷んだところを改修するのに、なんぼかかるからってというのは、今の答弁ではおらないということ、借りれないということですか。

福祉子ども課長 被害の程度にもよるんですけども、世帯主の方が負傷されて、療養に要する期間が長くなるとか、あと家財の損害があつて、住居が半壊したとか全壊したとか、そういった場合になってまいります。

中川委員 そしたら床上浸水が50世帯以上っていうのはどうやねんやろ。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活部長 なかなかちょっと線引きは難しいかわかりませんが、一般的によく聞いていただいてわかりやすいのは、激甚災害と言うのはたまに報道等されておると思うんですけども、一般的には複数の市町村で、今、申しましたその町で一定割合の被害が起こった場合、比較的やっぱり大規模な災害というのがおおむね該当になってくるというような状況でございますので、斑鳩町の場合は今のところない、過去にはなかったと、竜田のネオポリス昭和57年ですか、あの時もこういった災害の指定というのは受けてございません。

中川委員 そやから、さっき課長の説明で斑鳩町やったら50世帯以上って言わはったやんか、だから今50世帯以上の床上浸水やったらどうですかって聞いてるねん。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 まずこの災害救助法というものが、県においてその災害の状況に応じて指定される、そういった災害救助法に基づく援助が必要ということで、要請されるものになりますので、市町村である程度規模が、複数の、県内で複数の市町村等で同じような災害が起きた場合に、県の方で災害救助法に基づいて、国等に救助の要請をされた、そういう場合について適用になるというふうに考えていただきたいと思います。

中川委員　そしたら複数の市町村って、今、答弁に入ったけど、そしたら斑鳩町だけの災害やったらあかんっていうこと。

委員長　加藤住民生活部長。

住民生活部長　基本的にはね、複数の市町村というところが、いま定められておりますので、なかなか1町単独ではというのは今のところ難しいのかなと。ただまあ、あくまでも県の方の判断になりますんで、その辺についてははっきりとお答えできませんけども。すみません。

委員長　齋藤委員。

齋藤委員　すみません、中川委員の追加ですけども、関連ですけど、すみません、床上浸水50世帯っておっしゃってましたけども、それが床上浸水が、例えば他の町村でもあって、50世帯があったら床上浸水でも対象になるんでしょうか。

委員長　加藤住民生活部長。

住民生活部長　齋藤委員おっしゃったように、複数の自治体でそういった被害がありますと、当然住居の被害がございますでしょうし、けが等される方もおられると思いますので、そういった場合については、この災害救助法の適用というのは、適用される可能性は高いというふうに考えております。

委員長　他に。　中川委員。

中川委員　最後に1つだけ。平成12年に富雄川溢水したやんか。あんなん50世帯以上やけど、あれは斑鳩町だけやから、あれは適用されへんということなんかな。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 当時の状況と申しましたら、奈良市の方も一定の浸水がございましたけれども、そういった災害救助法の適用というのはございませんでした。

委員長 他にございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 無利子っていうのは大変いいことだと思うんですけども、保証人いない方の1.5パーセントっていうのは、なんか根拠があるんでしょうか。

委員長 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 1.5パーセントの利率の根拠でございますが、まず、東日本大震災時の特例というのがございまして、災害援護資金の貸付利率が保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセントとしてすでに適用された事例がございます。また、県の社会福祉協議会が貸付主体であります生活福祉資金貸付制度という制度がございまして、そちらの貸付利率につきましても、同様に保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は年1.5パーセントという形で運用されておりますので、そちらと同様とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 今の質問でなんですけども、無利子、1.5パーセントというのは、斑鳩町以外では既にやられているところというのはなんかあるんですか。

福祉子ども課長 この法律が改正されまして、各市町村で同様に条例改正されておりますけれども、当町と同じ形でされておられるところもございますし、3パーセントのままというところもございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第35号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第35号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読します。

( 議案書朗読 )

福祉子ども課長 恐れ入りますが、議案書末尾の条例(要旨)をご覧くださいませでしょうか。それでは、本条例の内容につきまして、要旨により説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。今回の条例改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。主な改正内容でございますが、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保条件の緩和でございます。

一つ目に、家庭的保育事業所等は、乳児又は満3歳未満の幼児を受け入



れ対象とした施設であり、卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての連携施設の確保が求められております。この連携施設につきましては、これまで、保育所、幼稚園又は認定こども園に限定されていましたが、今回の改正により、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると町長が認める場合は、当該施設の確保を不要とするものです。ただし、この場合において、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、町長が認める事業者を、卒園後の受け皿の提供に係る連携協力を行う事業者として適切に確保しなければならないこととします。

二つ目に、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、町長が適当と認める者については、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とするものでございます。

最後に、施行期日であります。公布の日から施行いたします。なお、現在、町内で既に家庭的保育事業として運営されております「小規模保育所ほうりゅうじ」につきましては、現在の条例の基準に基づき、法隆寺幼稚園を卒園後の受け皿の提供を行う連携施設として確保されております。また、現在のところ、新たな家庭的保育事業所の案件については確認しておらず、本条例改正により、直ちに影響が出るものではございませんが、今後、家庭的保育事業所を新設される際に、認可外の保育所等を連携協力事業者とされる場合につきましては、当該事業者の適格性につきまして十分審査した上で、認可してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第35号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 奥村委員。

奥村委員　この設置されるとき基準について、職員の基準について教えていただきたいんですけども、この所長といいますか、責任者の方と、あと、この保育士の資格をもたなくても補助員という形で置くことが必要なんですか。

福祉子ども課長　家庭的保育事業所につきましては、何種類か形式がございます、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業といった形で、受け入れ人数、職員の配置数についてもそれぞれ異なっております。当町でございます小規模保育所ほうりゅうじにつきましては、小規模保育所A型という形で運用されておまして、そちらはすべて保育士資格を持った職員を配置するという基準になっておまして、小規模保育事業の中でもB型となりますと、半数は保育士資格、その他の方については町長が認める研修を受けたものという形で緩やかになっているところでございます。

奥村委員　今、おっしゃられた研修ですけども、この研修は県で行われる研修という判断でよろしいでしょうか。

福祉子ども課長　はい、県で行う研修でございます。

奥村委員　それと今後の展開として、この小規模保育といいますか、家庭的保育事業ですけども、これから先、斑鳩町としてこれが展開されていくっていう方向性っていうのはあるんでしょうか。

福祉子ども課長　現在のところ、家庭的保育事業所を新しく誘致していく、また町のほうで整備していくという方針についてはございません。

委員長　他にいかがでしょうか。

( な し )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって議案第35号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第36号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉

それでは、議案第36号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

課長

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

長寿福祉

恐れ入りますが、議案書末尾に添付をさせていただいております要旨をもって説明をさせていただきます。

課長

低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減を強化することを目的とした介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行され、令和元年度の介護保険料から適用されることとなったことから、本町における保険料率について所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、第1段階から第3段階の保険料率をそれぞれ政令に定められた軽減率、これは下の表中、一番右の比較欄になりますが、その保険料率分の軽減を行い、斑鳩町の令和元年度の第1段階から第3段階の保険料額を上の方のとおりとするものでございます。今回の改正に伴う影響額につきましては、議案第38号

令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）において説明をさせていただきますが、今回追加分の補正といたしまして、軽減の必要額は1,074万8千円となります。その財源内訳は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

施行期日であります。公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用いたします。また、経過措置といたしまして、改正後の斑鳩町介護保険条例の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料について、なお従前の例によります。

なお、条例本文と新旧対象表の説明は省略をさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、議案第36号 介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。委員皆さまには、よろしくご審議を賜りまして原案どおり可決いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 奥村委員。

奥村委員 この第1号保険料の軽減を今言っていたきまして、段階別にこの軽減の恩恵を受けられる方の人数っていうのはわかりますでしょうか。

長寿福祉課長 今回、令和元年度の保険料につきましては、この7月に決定をする予定としておりますので、現段階で正確な数字というのは出てこないわけですが、補正の方ですね、平成30年度の各段階の人数を参考に今見込んでいる対象者数といたしましては、第1段階で1,274人、第2段階で547人、第3段階で491人の計2,312名の方を対象として補正のほうを組まさせていただいているところでございます。

委員長 他にございませんか。 齋藤委員。

齋藤委員 改正前と改正後の金額の根拠っていうか、なんか基準みたいなのはあるんでしょうか。

長寿福祉課長　　まず改正前といいますのが、斑鳩町の第7期の介護保険事業計画に則りまして、現在3年間この各段階で保険料というのを決定している金額でございます。これに今回の軽減分、国で示されている下の参考という表の右端に0.125マイナス、2段階ではマイナス125、第3段階で0.025とありますけれども、この軽減率とした数字が改正後の金額という形になります。

齋藤委員　　これは町で決められた、減額された金額なんでしょうか、それとも何か基準みたいなものがあるんでしょうか。

委員長　　加藤住民生活部長。

住民生活部長　　ただ今、課長申しあげましたように、まず改正前の金額につきましては、この第7期の介護保険料を算定するにあたりまして、サービスの量ですとか、そういったことを精査しまして、まずこの改正前の保険料というのを決定させていただいております。その中で今回政令のほうが改正をされて、その金額にこの割合を軽減しなさいよという率が今、第1段階、第2段階がマイナスのコンマ125、第3段階についてはコンマ025を軽減しなさいよとなっておりますので、その率を掛けたものが改正後の金額ということでご理解いただきたいと思います。

委員長　　他にございませんか。

( な し )

委員長　　これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

よって議案第36号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第38号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉  
課長

それでは、(4)議案第38号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

長寿福祉  
課長

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額補正をすることなく、歳入予算の款項のみを補正するものでございます。その内容といたしましては、介護保険料の段階が第1段階から第3段階に該当する者の保険料軽減分の公費の繰り入れとその軽減分にかかる介護保険料の減額補正をお願いするものでございます。それでは、恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きいただけますでしょうか。歳入予算でございます。第1款 保険料、第1項 介護保険料、第1目 第1号被保険者保険料で介護保険料の段階が第1段階から第3段階に該当する者の保険料軽減分1,074万8千円を減額補正し、また合わせて、その保険料軽減分の公費の繰り入れ分1,074万8千円の増額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読いたします。

( 予算総則を朗読 )

長寿福祉課長 以上、議案第38号 令和元年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。何卒よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
よって議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 各課報告事項、(1) 議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)について、理事者の報告を求めます。

中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算(第3号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の7ページをお願いいたします。はじめに、第15款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金で、低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を行うための介護保険事業特別会計への繰出金に対して負担金が交付されることから、介護保険低所得者保険料軽減負担金537万4千円の増額をお願いするものであります。次に第2項 国庫補助金では、第2目 民生費国庫補助金で、本年10月から実施予定の幼児

教育・保育の無償化に伴う制度改正に対応するための事務費に対して補助金が交付されることから、子ども・子育て支援事業費補助金1,308万円の増額と、同じく10月から実施予定の就学前の障害児に対する発達支援の無償化や消費税改定に伴う障害者自立支援給付費の報酬改定等に対応するための障害者支援システムの改修費に対して補助金が交付されることから、地域生活支援事業費補助金56万1千円の増額をお願いするものであります。次に第16款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、介護保険低所得者保険料軽減負担金268万7千円の増額をお願いするものであります。

9ページにお移りいただけますでしょうか。歳出予算の補正についてであります。はじめに9ページの中段、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第7目 障害福祉費の第13節 委託料で、歳入で申しあげました障害者支援システムの改修業務に要する費用として79万2千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、歳入で申しあげました低所得の高齢者に係る介護保険の第1号保険料の軽減強化を行うための介護保険事業特別会計への繰出金1,074万8千円の増額をお願いするものであります。次に、第3款 民生費、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、歳入で申しあげました幼児教育・保育の無償化に伴う制度改正に対応するために、臨時職員の雇用や職員手当に要する費用として、第3節 職員手当等で153万1千円、第4節 共済費で22万3千円、第7節 賃金で131万1千円の増額、また第11節 需用費で事務用品購入等に要する費用として16万5千円。10ページにお移りいただけますでしょうか。第12節 役務費で、対象者への案内通知等の郵送料として16万4千円、第13節 委託料でシステム改修業務に要する費用として968万6千円の増額をそれぞれお願いするものであります。次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では第6目 火葬場費の第11節 需用費で、火葬場における高圧ケーブルの経年劣化に伴う修繕料として150万円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費の第11節 需用費で最終処分場のごみ積替え施設における受入コンベアの



駆動チェーンの経年劣化に伴う修繕料として239万円の増額をお願いするものであります。

以上で、議案第37号 令和元年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について、住民生活部が所管する内容についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。  
奥村委員。

奥村委員 子ども・子育て支援事業でございますけども、この教育の無償化で保育所の無償化にかかる対象者になられる方の人数はわかりますでしょうか。

福祉子ども課長 無償化の対象になる人数でございますが、町立保育園、私立保育園に通われている3歳から5歳のお子さんということになりまして、325人でございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 そしたら次に移らせていただきます。次に（2）平成30年度国民健康保険税の不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。

猪川国保医療課長。

国保医療課長 それでは（2）平成30年度国民健康保険税の不納欠損処分についてご報告申しあげます。地方税法の規定に基づきまして、平成30年度におきまして国民健康保険税の不納欠損処分を行ったものについてですが、資料1をご覧くださいと思います。1ページ目の（1）事由別内訳表でございます。地方税法第15条の7第4項でございますが、これにつきましては滞納処分の停止が3年間継続し、納付義務が消滅したものでございま

す。滞納処分することができる財産がないとき、滞納処分をすることによって滞納者の生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるときについては、滞納処分の執行を停止することができますことから、その停止を行ったものにつままして3年間状況が変わらなかったことから、今回不納欠損処分を行ったものでございまして27名で金額で538万8,900円となっております。次の地方税法第15条の7第5項につまましては、該当するものはございませんでした。次の地方税法第18条第1項によるものでございます。消滅時効によるものですが、5年間の時効によりまして徴収権が消滅したものでございますが、これによって処分したものが25人、金額で208万7,528円でございます。なお、これらにつまましては、財産調査等を実施するなかで滞納処分できる財産がないということを確認したうえで執行停止を行ったものにつままして、今回処分をさせていただいているものでございます。合計で52名、金額で747万6,428円の不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、2ページ目でございますが、2ページ目につまましては今回処分を行いましたものにつままして年度別の件数と金額を表示したものでございます。一番下でございます、表の一番下には件数と実人数について記載させていただいているものでございます。

次に、3ページ目でございますが、ご覧ください。(3)不納欠損処分の推移でございます。これにつまましては、平成25年度から30年度までの推移を挙げさせていただいております。平成30年度につまましては前年度と比較いたしまして138万7,537円の増となっているところでございます。国民健康保険税の滞納対策といたしましては、滞納されている被保険者と接触機会をより多く確保するなかで納付相談や納付指導を密に行い、その生活状況等の把握に努めながら滞納の解消に一層努めてまいりますとともに、同時に滞納者の担税能力を調査していくことで、差押え等も実施するなかで被保険者の負担の公平性を確保していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、平成30年度国民健康保険税の不納欠損処分についての報告と

させていただきます。

委員長      ありがとうございました。報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。    中川委員。

中川委員      この地方税法についてお聞きするんですが、15条の7第4項と15条の7第5項の違いはなんですか。

国保医療課長      地方税法第15条の7の第4項につきましては、地方税法の中で15条の7の第1項で執行停止をすることができる対象の内容がございませう。先ほど申しあげました滞納処分をすることができる財産がないとき、また滞納処分をすることによって生活を著しく切迫させる恐れがあるとき、またその所在や滞納処分することができる財産がともに不明であるというような対象者につきまして、その調査を行う中で執行、それが判明した場合に滞納処分を、いわゆる差し押さえ等を。

中川委員      いや、こことここが違うんやったら、違いだけ教えて。

国保医療課長      第4項の方は3年間の執行期間を置いて処分をする、第5項の方は即時で判明した時点で処分をするという違いでございませう。

中川委員      それと18条第1項やねんけど、5年やな、時効消滅は。5年の間に、最後5年目到来するときに、分納誓約でもしといてもろたら、また5年時効は到来せえへんっていう形やけど、それは全然やっぱり納付してもらえ可能性がない人かな、やっぱり。

国保医療課長      委員おっしゃるように、分納誓約を取れば時効は5年間延長するというのももちろんございませうけども、そういったことが、実際そういうお話をする中でなかなか対応してもらえない部分ももちろん、ある人もいらっしゃるんで、調査をして財産がないというようなことも、もちろん必ず確

認をしたうえで、時効が成立した場合は処分をするということです。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 ちょっと若干補足をさせていただきますと、今、執行停止というのはあくまでもその人の担税力について調査をしたうえで、ないという判断で処分をさせていただいていますので、そこで分納誓約を結べるかっていったら、担税力がないという判断をしておりますので、分納誓約そのものを結ぶ意味がないということでご理解いただきたいと思います。あくまでも町の方で調査をした結果、この法に基づいて処分をしていくということでご理解いただきたいと思います。

中川委員 こういう不納欠損された被保険者は、その後どんな保険入ってやんの。

国保医療 もちろん、そのまま国民健康保険にいらっしゃる方もいらっしゃいますし、欠損する状態になったときに、すでに亡くなっておられるとか、転出されているっていう、もちろん、方もいらっしゃいますし、残っておられる方もいらっしゃるということです。

中川委員 亡くなっておられる、転出されている方は仕方ないとして、残っている人は皆この国民健康保険継続してそりゃ入ってはるわな。財産もない収入もない人も引き続き入れたら、また引き続き滞納処分していく、不納欠損の処分していくということか。

委員長 加藤住民生活部長。

住民生活 委員おっしゃるとおり、その生活状況が変わらない場合は、そういったことになろうかと思いますが、一応この不納欠損15条の7の第4項につきましては、3か年状況が変わらなければということになっておりますので、それ以降、また状況が変われば納税の方も当然していただくとい

う形になるということでございます。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 3 ページのですね、不納欠損の推移を見ますと、平成 25 年度からずっと減少してますけども、これはなんか理由があるっていうか、例えば住民の方が裕福になったからそういうふうに欠損が減ってきてるのか、それともなんか別の理由で、町が一生懸命回収の努力があつてそのように減ってきているのか、そのようなところ教えてもらえればありがたいですけど。

委員長 猪川国保医療課長。

国保医療課長 ご質問の年度を追うごとに金額が減ってきているというのはなぜかということでございますけど、もちろん預金調査等の調査を実施して、それを推進することで、差し押さえ等も年々数が増えていっておりますので、そうした中で不納欠損に至る部分を少しでも減らしていけるように努力している、努力させていただいている中で、年々ちょっと減ってきているという状況であるというふうに推測されます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)平成30年度介護保険料の不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉課長 2. 各課報告事項、(3)平成30年度介護保険料の不納欠損処分についてご報告申しあげます。恐れ入りますが、お手元の資料2をご覧くださいませでしょうか。平成30年度では、平成31年3月31日付けで、介護保険法の規定に基づきまして、徴収することができなくなった介護保険

料について、納付者数で70人分、256万7,820円を不納欠損しております。不納欠損処分した事由でございますが、すべて介護保険法第200条第1項の規定による消滅時効によるものとなっております。これらの不納欠損処分を行った者に対しましては、滞納が発生したときから未納のお知らせ、納付の督促、催告等を行ってまいりましたが、納付が得られないまま時効が成立し、徴収権が消滅となりましたことから、不納欠損を行ったものでございます。下の表は、今回、不納欠損いたしました年度別の納付者数と保険料の内訳をお示ししております。平成25年度から平成28年度の4か年分となっております。

次に資料の裏面でございます。(3)不納欠損処分の推移といたしましては、平成25年度から平成30年度までの欠損処分を行いました納付者数と保険料の推移をお示ししております。平成30年度と前年度、平成29年度を比較いたしますと、納付者数は変わりませんでしたけれども、保険料で8万6,910円の減となっております。介護保険料の不納欠損処分につきましては、保険料の納付の公平性の観点からも適正な処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、平成30年度の介護保険料の不納欠損についての報告とさせていただきます。何卒、ご了承賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。

- |            |  |
|------------|--|
| 委員長        | 報告が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。<br>中川委員。  |
| 中川委員       | 消滅時効以外はないの、これは。  |
| 長寿福祉<br>課長 | 消滅時効につきましては、民法のほう、地方自治法のほう、税金等、規定がございます。民法のほうでは消滅時効が10年でありますとか、地方自治法の消滅時効は5年とかあるんですけれども、介護保険につきましては、介護保険法の中で独自に制度がございます、これは年度を単位とする、介護保険が短期保険であると、そのあたりからですね、債権債務関係を長く不確定な状態に置くことが望ましくないということで、法律のほう |

で2年の消滅時効というのが定められておきまして、介護保険法におきましては、もうこの法に基づいて2年で消滅させていただいているところでございます。

中川委員　そやから、他のさっきの3年執行停止になったとか、4項、5項ってあったやん、国民健康保険の、そこへ到来するまでに時効消滅が、不納欠損するから、これしか出てきやへんねんな。

( 「はい」との声あり )

委員長　他にございませんか。　齋藤委員。

齋藤委員　さっきの件も一緒ですか。国民健康保険もやっぱり消滅時効は2年。

( 「5年や」との声あり )

齋藤委員　これは5年なんですか。わかりました。

委員長　小城委員。

小城委員　今、報告の中でですね、書面等でお送りして応じていただけなかった場合とおっしゃったんですが、それ以外のアプローチっていうのはかけられているんですか。確認です。

長寿福祉　直接、当然、徴収等行ってる場合もでございます。

課長

委員長　他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、（４）平成３０年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分について、理事者の報告を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療 それでは、（４）平成３０年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分についてご報告申しあげます。高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、不納欠損処分を行ったものでございます。

資料３をご覧いただきたいと思います。平成３０年度は（１）事由別・年度別内訳表でございます。平成３０年度は、高齢者の医療の確保に関する法律第１１３条の規定に基づき不納欠損処分を行ったものが１件で５００円、これは被保険者が死亡しましたことで処分したものでございます。次に、高齢者の医療の確保に関する法律第１６０条の規定に基づき不納欠損処分を行ったものが人数で８名、金額で４９万６５０円で、これは２年間の時効により徴収権が消滅したことによるものでございます。

次に、（２）不納欠損処分の推移といたしまして、平成２５年度からの状況を載せさせていただいております。後期高齢者医療保険料につきましても、国民健康保険と同様でございますが、滞納者との接触の機会を確保することで、滞納の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。

以上が、平成３０年度後期高齢者医療保険料の不納欠損処分についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。  
中川委員。

中川委員 質疑っていうよりか、何年か前に不納欠損された方の中に、複数の不動産持って複数の自家用車をもっておられる方がおって、なぜ不納欠損にしたんやと、怠慢でしかないやろということで私、指摘したことあんねん、ある場所でな。みんな公平公正を保つためにしんどくても納めやなあかんもんやと納めてくれてはる人もおられるやろうし、もうそういう余力のある人の不納欠損はないように、しっかりと健康保険にしても、後期高齢者



保険にしても、介護保険にしても、そこらきっちりとチェックしていただきたいということを申しあげておきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に（５）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。東浦環境対策課長。

環境対策課長 それでは、（５）環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、去る６月２日に開催いたしました「いかるがの里・クリーンキャンペーン」におきましては、議員の皆さまには公私お忙しい中、ご参加をいただきまして、ありがとうございます。当日は、大きなトラブルもなく、無事開催できましたことをご報告申し上げます。

次に、平成３０年度の廃棄物・資源物の排出量などがまとまりましたので、資料４－１によりご報告をさせていただきます。資料４－１をご覧くださいと思います。資料４－１の１ページから３ページにかけて、ごみ排出量の種類別・月別比較といたしまして、家庭系廃棄物、家庭系資源物、そして事業系の３区分につきまして、それぞれ比較をしております。まず、１ページの家庭系廃棄物につきましては、平成３０年度では可燃ごみを除きますと、すべて平成２９年度の排出量を上回っており、その量は約２０トン増加の約２，８９１トン、率でいいますと０．７パーセントの増加となっております。次に、２ページの家庭系資源物でございます。資源化処理するために回収をいたしました７種類のうち、ビン類・缶類、その他プラ、枝葉・草につきましては、平成２９年度より排出量は減少しておりますが、それ以外のペットボトル、食品トレイ、生ごみ、小型家電につきましては、排出量が増加しております。また、生ごみにつきましては、平成２９年度末では、８９自治会６，６４５世帯であったモデル

世帯が、平成30年度中に新たに5自治会192世帯が加わり、94自治会6,837世帯になったところであり、回収いたしました生ごみにつきましては、これを堆肥化処理したところがございます。これらの結果、資源物の回収量は、平成29年度と比較いたしまして約3.7パーセントの約66トンの減少となっており、家庭系全体の量といたしましては、約0.4パーセントの約17トン減少の約4,611トンとなったところであり、次に3ページの事業系ごみにつきましては、平成30年度に24店舗増加した影響もあり、平成29年度と比較いたしまして約9.2パーセントの約149トン増加の約1,771トンとなったところであり、以上のことから、平成30年度の家庭系・事業系を合わせました排出量は約6,382トンとなっており、2.1パーセントの約133トンの増加という結果となっています。

次に、資料4-2をご覧くださいと思います。住民一人あたりのごみ排出量であります、平成30年度町民一人1日あたりのごみの排出量は729グラムとなったところであり、平成29年度に比べ7グラムの増という結果となり、事業系ごみの排出量の増加がその要因でございます。ちなみに、奈良県や全国と比較いたしますと、現時点では、奈良県や国のデータは平成29年度までしか公表されておりませんので、それとの比較となりますが、先ほども申しあげましたが、当町では平成30年度町民一人1日あたり729グラムの排出量であります、奈良県民一人あたりでは909グラム、国民一人あたりでは920グラムの排出量となっております。次に資源化率につきましては、当町では、平成30年度は前年度より0.1ポイント減少の54.1パーセントとなったところであり、奈良県の市町村の平均16.3パーセント、全国の市町村の平均20.2パーセントと比較いたしまして高い値で推移しているところであります。今後につきましても、ごみの発生抑制、再利用のツールを推進し、排出量の削減を進めますとともに、出たごみは可能な限り資源化処理を行うことで資源化率を高め、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを進めて参りたいと考えております。

次にごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会についてであります。去

る5月20日に奈良市環境清美工場におきまして、合同勉強会が開催され出席をさせていただいております。内容といたしましては、本年2月の本委員会にご報告をさせていただきました「奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する5市町合同勉強会中間報告書」提出後の各市町の現状と今後の進め方について協議をしたところであり、今後については、更なるステップアップを図るため、実務者レベルでの課題及び対策等の意見集約を進めていくということで意思確認を行ったところであります。

次に、資源物共通指定袋モデル事業についてであります。現在、当町におきましては、資源物指定袋として、ビン類・缶類、それとペットボトル、あと、その他プラスチック類の3分類の指定袋を用いまして分別収集を行っておりますが、自治会等における指定袋配布に係る負担の軽減並びに指定袋の製造コストの削減を図ることを目的に、資源物共通指定袋を用いて分別収集を行うこととし、この全町実施に向け、住民の利便性の向上や排出時における課題等の効果検証を行うため、資源物共通指定袋モデル事業を実施することとしております。モデル事業実施自治会につきましては、去る5月29日に各自治会長宛にモデル事業への自治会参加を募る旨の文書を送付させていただいたところであります。モデル事業自治会数といたしましては、東西それぞれ3自治会の6自治会程度と考えており、応募自治会が多数の場合は、環境対策課におきまして調整をし、決定してまいりたいと考えております。排出方法といたしましては、資料4-2をご覧くださいと思います。現在3分類あります資源物指定袋を1つの共通袋とし、その資料に書いております袋に印字しておりますビン類・缶類、ペットボトル、その他プラスチック類の文字に丸印をつけていただき、それぞれの地域の資源物排出日に、分別したそれぞれの資源物を排出していただくものでございます。このモデル事業実施時期につきましては、本年8月中旬から10月までの約2か月半を予定しております。

以上、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長

ありがとうございました。報告が終わりましたので、質疑、ご意見があ

ればお受けいたします。 中川委員。

中川委員 この指定資源物袋っていうのは、前で言うたらどの大きさなんやろ。ビン缶は中と大あったやろ、これどっちかに合わせてんの。

環境対策課長 この資料のサイズにつきましては、ビン類・缶類の大きさと同じ大きさで現在考えております。

中川委員 全町で施行していきたいっていつを目標にしてんねやろ。もう来年度から。

環境対策課長 現在モデル事業として実施をさせていただきますして、その効果検証を行って、もし課題等が大きなものが出てきた場合は、再度モデル的に実施するか、その課題を克服できるようでございましたら、来年度実施するか、またそれは10月から11月をめどに検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 指定袋を統合した場合、どのぐらいのお金が削減されるんでしょうか。

環境対策課長 コスト的なメリットでございますが、平成30年度の入札ベースで考えた場合、3種類の袋を制作するのと5種類の袋を制作するのでは単価の方が約4パーセント程度安価になるものと見込んでおります。この製造コストといたしまして、約50万円程度の経費削減が可能であると考えております。また、3種類の袋から1種類の袋とすることから、製作枚数も全体的に減ってくるということを考えておまして、その枚数の製造コストとして、約117万円程度削減が可能であると、それと合わせまして、約167万円程度の経費削減が図れるものと考えております。

委員長 他にございませんか。 小城委員。

小城委員 今の件でですね、来年検証して始めるとしたら来年から始めるといったところで、今、現状ある3種類の袋の在庫数とかって、その辺は消却できるんでしょうか。

環境対策課長 現在、平成31年度、令和2年度分として、すでに購入をさせていただいており、それは今年度と来年度若干、次の制作時までの分を作成しております。まず、その分につきましては、来年度もし実施するとなれば、共通指定袋ということで配布をさせていただきますことから、枚数的には多くの枚数も、現在残らないだろうということで考えております。またその使い方については今後公共施設等で使用する等の検討もしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(6)斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 各課報告事項(6)斑鳩町プレミアム付商品券発行事業について、ご報告させていただきます。資料5をご覧ください。

本事業につきましては、本年10月に予定されております消費税、地方消費税率引き上げが、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため低所得者と子育て世帯の世帯主向けのプレミアム付き商品券を販売するものです。本事業の実施主体は、市町村で、事務費を含むプレミアム付商品券事業に要する経費については、国から全額補助金が交付されることとなっており、去る5月臨時会におきまして、当該事業に要する経費にかかる補正予算を提出

させていただきます。

それでは、事業の実施概要についてご説明させていただきます。1つ目に、支給対象者と見込数であります。低所得者の対象者につきましては、平成31年1月1日時点の住民のうち、平成31年度の町民税（均等割）が非課税の方で、町民税が課税されている方の生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等は対象外となり、見込数は約4,700人でございます。次に、子育て世帯の対象者につきましては、平成28年4月2日以降、令和元年9月30日までに生まれたお子さん、年齢で申しますと0歳から3歳未満のお子さんがいらっしゃる世帯の世帯主の方が対象となり、見込数は約900人でございます。2つ目に、商品券購入限度額でございます。低所得者の対象者及び子育て世帯の対象者、共に、券面額が2万5千円の商品券を2万円で購入できる、5千円のプレミアム分を付加した商品券となります。子育て世帯の対象者につきましては、3歳未満の子どもの数に応じて、購入できる商品券の数が異なってまいります。

資料の裏面をご覧ください。3つ目に、今後のスケジュールについてでございます。はじめに7月号の町広報紙に、本事業の概要についてのお知らせを掲載させていただきます。次に、低所得者の対象者分につきましては、8月中旬に対象者になると思われる町民税非課税の方へ、税務課からプレミアム付商品券の購入申請書を同封した非課税のお知らせを送付し、8月中旬から12月末までの間に郵送もしくは役場窓口におきまして、プレミアム付き商品券の購入申請の受付をさせていただきます。申請受付後、対象要件を確認し、9月上旬頃から対象者に対し、プレミアム付き商品券の購入引換券を発送してまいります。また、子育て世帯の対象者分につきましては、6月1日時点、7月31日時点、9月30日時点で対象者を抽出し、プレミアム付き商品券の購入引換券を9月上旬頃から順次発送してまいります。購入引換券がお手元に届いた方は、10月1日から令和2年1月末までの間に、プレミアム付き商品券を購入し、令和2年2月末までの間に商品券を使用していただくという流れとなります。

今回の事業の担当課でございますが、商品券購入要件該当者の特定方法は、臨時福祉給付金に準じた対応を基本とし、商品券の発行・利用・換金

方法については、各市町村における商品券事業執行の枠組みをできるだけ活用するよう、国から示されておりますことから、今回のプレミアム付商品券事業につきましては、福祉子ども課及びまちづくり政策課を中心に事業の実施を進めているところでございます。

なお、商品券の購入方法や利用可能店舗につきましては、現在、まちづくり政策課におきまして調整中でありまして、詳細が決定しましたら、当委員会におきましても、報告させていただきます。

以上プレミアム付商品券事業についてのご報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 今の説明いただきましてありがとうございます。低所得者の方には購入申請書、それから子育て世帯の方には引換券を送る、この違いっていうかですね、どちらにも引換券を送るっていう方法でなくて、低所得者にはなぜ申請書を出して、あとで引換券を送るという方法にされたのか教えてもらえませんか。

福祉子ども課長 申請方法の違いでございますが、低所得者の対象者につきましては、平成31年度の町民税均等割りが非課税の方ということでございまして、こちらの方で、その方が非課税に該当するかどうかというのがわかりませんので、本人の方から非課税であるということを申請いただいたうえで、要件を確認してからでないといふ引換券をお送りできないということになります。お子さんの場合につきましては、住民基本台帳で0歳から3歳という年齢の要件だけになっておりますので、こちらの方で対象者を把握することができますので、引換券を申請することなしに、お送りするという形を取っております。

齋藤委員 判明が、時期が違うからということですね。子どもさんの場合は判明がわかるけども、低所得者の方は判定するのに時期が違うから引換券を送る

というような形になるのでしょうか。

福祉子ども課長 町民税が非課税かどうかというのは、福祉子ども課の方で把握できる情報ではございませんので、直接該当者がわからないということでございます。それで引換券を対象者の方にお送りすることができませんので、税務課の方で均等割が課税されていない方でその対象と思われる方に、非課税のお知らせというものを送りまして、その送りする中に申請書を同封してお送りすると、これは国の方でこういう形を取りなさいということで決められておりまして、以前に実施しました臨時福祉給付金というのが、同じ対象要件でございましたけれども、その時も同様の方法をとるよというということで国の方から示されているものでございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 福祉子ども課より2点、報告させていただきます。  
はじめに、例年夏に実施しております一日里親会、心身障害者(児)ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集いの3事業の今年度の日程についてのご報告でございます。1つ目の一日里親会につきましては7月30日(火)、行き先は兵庫県の須磨水族館などを予定しております。2つ目に1泊2日の心身障害者(児)ふれあいの集いにつきましては8月25日(日)から26日(月)、行き先は和歌山県白浜方面を予定しております。3つ目の身体障害者ふれあいの集いにつきましては、今年度から実施主体を社会福祉協議会に移行して実施されることとなっております、8月22日(木)、行き先は伊勢志摩方面をそれぞれ予定しております。本年度も各事業の実施にあたりまして、町議会よりそれぞれ1名のご代表をもってご協



力賜りたいと考えておりますので、議長様、委員長様にはご配慮賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、先日、濱委員長の一般質問におきまして、生活保護受給者の通院移送費の制度説明に関する町の対応につきまして、中和福祉事務所と調整中であるとのことご答弁をさせていただきましたが、今後、町の窓口におきまして診療依頼書を発行する際に、受給者の方に対し通院時に移送費が支給される制度があり、支給には事前の申請が必要であるため、まずは中和福祉事務所にご相談いただくよう記載した案内用紙をお渡しすることで協議が整いましたので、ご報告させていただきます。

以上、福祉子ども課からの報告とさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。他に。北健康対策課長。

健康対策課長 それでは、奈良県立病院機構における分娩体制の変更について、ご報告をさせていただきます。

奈良県西和医療センターから詳細な説明がない中、5月28日に西和医療センターの産科外来において「奈良県立病院機構における分娩体制の変更について」の掲示がありましたので、その内容についてご報告させていただきます。奈良県西和医療センターは、平成27年に産婦人科診療を再開し、地域医療への貢献に努めてまいりました。このたび、奈良県立病院機構は、これまで以上に母子の安全・安心を高めるために、より質の高い産婦人科医療を提供することをめざして、当センターと奈良県総合医療センターの医療連携を検討いたしました。その結果、令和元年8月1日より当院での分娩業務を休止し、奈良県総合医療センターの周産期母子医療センターが分娩を担当することになりました。なお、妊娠中、産後および新生児の健診は今までどおり当センターで実施いたします。

以上が、西和医療センター産科外来において、「奈良県立病院機構における分娩体制の変更について」として掲示されていた内容となっておりますが、昨日、同内容につきまして、県のホームページにおいても掲載されておりましたので、ご報告させていただきます。

委員長

東浦環境対策課長。

環境対策  
課長

環境対策課の方から町営自転車等駐車場鋼製アングル落下事故についてご報告をさせていただきます。

先月の5月15日(水)、奈良県郡山土木事務所が管理いたします県道大和高田斑鳩線の法隆寺跨線橋から、鋼製アングルが落下し、跨線橋下にごございます本町が管理運営いたします町営自転車駐車場の屋根に設置しております遮光窓ガラスを貫通し、駐輪場内に落下する事故がございました。本事故の通報を受け、現場確認を行ったところ、町営自転車駐車場上部の法隆寺跨線橋の他箇所にも同様の鋼製アングルが確認されましたことから、県郡山土木事務所へ連絡し早急に安全対策を講じていただくよう要請するとともに、利用者の安全確保を図るため、既に駐輪をされております自転車等を安全な箇所に移動するとともに、危険箇所への立入制限の措置を同日に行ったところでございます。

また、翌日の5月16日(木)には、立入制限箇所がございますことから、月極め利用者のみ利用制限を行い、一時預りの利用者に対しましては、町職員による状況説明と他の駐輪場への誘導を行うとともに、県郡山土木により跨線橋に残っている落下する恐れのある鋼製アングル撤去の緊急工事が実施され、その後安全が確認されましたことから、翌日の5月17日より通常営業を行ったところでございます。また、落下する恐れのある鋼製アングルにつきましては撤去されたところございますが、一部鋼製アングルが跨線橋に残ってございましたことから、更なる安全確保を図るため、5月31日から6月4日にかけて郡山土木により落下防止用のネット設置工事が行われたところであります。

最後に、鋼製アングル落下により破損いたしました遮光窓ガラスにつきましては、県の総合賠償補償保険で対応することが決まりましたことから、復旧修理及び示談手続きを現在進めているところでございます。

以上、町営自転車等駐車場鋼製アングル落下事故についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にはございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 1点私から最後の報告についてお聞きしますけども、一時預かりの方に移動というか、別のところをご案内されたということですけども、人数的にはだいたいどれぐらいでしょうか。日によって違うと思いますけれども、いかがですか。

環境対策 5月16日、一日のみ利用制限を行いましたところ、他の駐輪場へ回っ  
課長 ていただきました利用者は40名でございました。また利用者の方々には職員の方よりご説明をさせていただきまして、ご理解いただき他の駐輪場へ回っていただいたところでございます。

委員長 ありがとうございます、結構です。  
他にはございませんか。 中川委員。

中川委員 その賠償保険の中で、他へ回した分の利用料というのは賠償保険でおり  
んの。

環境対策 県の方に確認いたしましたところ、利用料、他へ回っていただいた利用  
課長 料につきましては、保険適用外ということと聞いております。

委員長 他にはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わりにいたします。

次に、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 齋藤委員。

齋藤委員 昨年ですね、2月の18日、厚生常任委員会で議論されました、歩きタバコ及び路上喫煙の防止条例について、議事録で確認しますと、委員長まとめとして本年度中の議会において条例を制定することはなかなか難しい、日程的にも難しいものがあると思いますけども、次年度以降の条例制定に向けて取り組んでいただきますよう、本委員会としても要望しますとありますけども、それについてどのように進んでるか、教えてもらえませんかでしょうか。

委員長 東浦環境対策課長。

環境対策課長 この歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例の制定につきましては、議会との住民懇談会においてお話のあった案件であり、先ほど委員のおっしゃられましたように、本年2月18日に開催されました本委員会において委員会としての一定の取りまとめを行われたところでございます。

その内容といたしましては、ある程度議会として形をつくって理事者側と協議していく、また理事者の方に調査を今後も進めていただく、また改選後にまた議論いただくといった内容の発言がございまして、最終的に先ほども申しあげられました、次年度以降の条例制定に向けて取り組んでいただきますように本委員会として要望したい、こう思いますと締めくくられております。これを受け、町といたしましては、この内容については改選前の委員会としての取りまとめとして、改選後の委員会に対して、本年度以降ですね、条例制定に向け取り組んでいくことを要望されたものと、そういった形で認識をしております、以上です。

齋藤委員 ということは、今ボールはどっちにあるんでしょうか。依頼しますという  
ことをお願い、要望しますと要望うけて、ただ要望ありましたっていう  
だけなのか、議会の方でボールがあつて、じゃあ具体的にこうしたいとい  
うふうなものを出してまたもう1回投げなおすっていうことになるんで  
しょうか。そこのところ、今この、今の話だったら、宙ぶらりんっていう  
か、どっちにボールがあつて、提案してもらえるのか、こっちからまた投  
げなおすのか、どうなのかっていうのが、よくわからない。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時34分 休憩 )

( 午前10時38分 再開 )

委員長 それでは再開をいたします。

前回の構成メンバーで、厚生常任委員会の中で、たばこのポイ捨て等の  
ことについては、前向きにやっていくという意味は統一してございまし  
た。理事者側に対しても一緒に協力してやろうという、その大きな方向と  
いうのは間違いなく進んでおりましたけれども、実際、具体的に進めてい  
くうえ、条例を制定していくとかいうことも含めまして、そのことにつ  
いては、この新しい委員で構成されている厚生常任委員会で、もう一度基本  
のところから積み上げていって、ぜひとも将来的にはいい方向に進むよう  
にということで、その段階ではもちろん町と協力して行っていくというこ  
とでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 他にご意見ございませんか。

( な し )

委員長

それでは、この件についても終わらせていただきます。

ここで皆さんに、継続審査案件についてご相談をさせていただきたいと思いをします。

議会改選前の厚生常任委員会において継続審査となっていました案件は、「環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて」でありました。環境保全及びごみ減量化等の問題は、斑鳩町のまちづくりの重点施策でもありますので、引き続き「環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて」は、当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきたいと思いをしますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けいたします。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前10時41分 閉会)